

## 第 23 号

## 平成24年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	23
		阿南工業用水道	10
(2) 年間総給水量	65,524,800m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	38,697,300m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	26,827,500m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	179,520m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	106,020m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	73,500m <sup>3</sup>
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	552,190千円
		阿南工業用水道改良工事	153,970千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,068,595千円
第1項 営業	収	益	1,062,876千円
第2項 営業外	収	益	5,719千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	936,396千円
第1項 営業	費	用	851,657千円
第2項 営業外	費	用	84,739千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額812,353千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,182千円及び過年度分損益勘定留保資金780,171千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	143,830千円
第1項 固定資産売却代	331千円
第2項 その他収入	143,499千円
支 出	
第1款 資本的支出	956,183千円
第1項 建設改良費	706,160千円
第2項 企業債償還金	248,523千円
第3項 国庫補助金返還金	1,500千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道集中監視制御システム改好事業工事請負契約	平成25年度	257,410千円
阿南工業用水道受電設備改好事業工事請負契約	平成25年度	108,944千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	210,199千円
-----------	-----------

(2) 交 際 費

17千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成24年2月23日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門